## 株主各位

東京都新宿区西新宿二丁目6番1号 株式会社Casa 代表取締役社長 宮地 正剛

譲渡制限付株式報酬制度の導入に伴う自己株式の処分に関する取締役会決議公告

当社は、2025年5月21日開催の当社取締役会において、自己株式の処分について、下記のとおり決議いたしましたので、公告いたします。

記

1. 処分する株式の種類及び数	普通株式 6,172 株
2. 処分株式の割当方法	第三者割当ての方法による。
3. 処分株式の給付金額	処分株式1株につき 金810円
4. 給付金額の総額	金 4, 999, 320 円
5. 現物出資財産の内容及び価額	2025年5月21日開催の当社取締役会決
	議に基づき、下記6. 記載の当社の執
	行役員1名に支給される当社に対する
	金銭報酬債権合計金 4,999,320 円(処
	分株式1株につき出資される金銭報酬
	債権の額は金810円)を出資の目的と
	する。
6. 処分先	当社の執行役員 1名 6,172株
7. 処分株式と引換えにする財産の給付期日	2025年6月5日

以上